

## 質 問(Q & A)

### ① 1日あたりの平均的な排出水の量とは

基本的には、一定期間内の総用水量から原料として使われる水などを差し引き、これを当該期間の操業日数で割った量です。

### ② 排水を地下浸透する場合の規制は

有害物質使用特定施設を設置する特定事業場（有害物質使用特定事業場）において、有害物質が検出される水を地下浸透することは禁止されています。

### ③ 排出水の水質基準の適用場所は

工場・事業場の排水口で適用となります。

### ④ 生活環境の保全上の支障とは

水質汚濁により、人の生活に密接な関係のある財産（上水道、農業用水など）並びに人の生活に密接に関係のある動植物（農産物、水産物など）及びその生育環境についての支障があることをいいます。

### ⑤ 下水道に接続している場合は

下水道関連法令（下水道法等）による規制を受けますので、各市町村下水道担当課にお問い合わせください。



## 土壌汚染対策法が平成15年2月から施行されています。

有害物質使用特定施設を廃止した場合は、工場・事業場の敷地であった土地の土壌調査を行い、その結果を120日以内に、報告しなければなりません。ただし、工場・事業場の敷地として引き続き利用する場合などは、申請することにより調査が猶予となることがあります。（報告、申請は下記問い合わせ先までお願いします）

## 融資制度のご案内

排水処理施設等を整備する場合には、県の融資制度がありますので、ご活用ください。

資金名	融資対象	融資限度額	申込期間	申込窓口
公害防止施設整備資金	中小企業者（個人・会社） ※農林漁業は除く	5,000万円	年間随時	県環境保全課
中小企業設備支援資金		5,000万円		取扱金融機関

※この他にもご利用できる融資制度等があります。

## 問い合わせ先

	管轄機関	所在地	電話
群馬県 (政令市以外)	群馬県環境保全課（水質保全係）	371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-2835
	中部環境事務所（総務環境係）	371-8501 前橋市上細井町2142-1	027-219-2020
	西部環境森林事務所（環境保全係）	370-0805 高崎市台町4-3	027-323-5530
	吾妻環境森林事務所（総務環境係）	377-0424 中之条町大字中之条町664	0279-75-4611
	利根沼田環境森林事務所（総務環境係）	378-0031 沼田市薄根町4412	0278-22-4481
	東部環境事務所（環境保全係）	373-0033 太田市西本町60-27	0276-31-2517
政令市	前橋市環境部環境政策課	371-8601 前橋市大手町2-12-1	027-898-6294
	高崎市環境部環境政策課	370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1251
	伊勢崎市環境部環境政策課	372-8501 伊勢崎市茂呂南町5097-2	0270-27-2733
	太田市産業環境部環境対策課	373-8718 太田市浜町2-35	0276-47-1893